

5. 教職課程の履修要領

美術工芸学部における教育職員免許状取得希望者は、本学を卒業するために必要な単位を修得し、かつ、取得できる免許状と免許教科の種類に応じ、以下に示す全学教育科目、教科及び教科の指導法に関する科目（「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」）及び教育の基礎的理解に関する科目等（「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」）について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	28	27	4
高等学校教諭一種免許状	美術	学士の学位を有する者	24	23	12
	工芸		24	23	12

※ 本学における「大学が独自に設定する科目」の所要単位は、上記の最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充てる。

1 全学教育科目

- 「日本国憲法」2単位必修
- 「コンピュータ情報論」2単位必修
- 下記の外国語科目10科目の中から1科目（2単位）選択必修
 - 「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」
 - 「独語Ⅰ」「独語Ⅱ」
 - 「仏語Ⅰ」「仏語Ⅱ」
 - 「伊語Ⅰ」「伊語Ⅱ」
 - 「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」
- 「健康・運動科目」2単位必修（実技科目を含むこと。）

2 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 教科に関する専門的事項

免許状の種類		中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状					
免許教科		美術					
専攻等		絵画		彫刻	芸術学	デザイン	工芸
		日本画	油画				
教科に関する専門的事項	絵画	11～	12～	3	7	5	5
	彫刻	2	2	12～	4～	4	3
	デザイン	4	4	3	4～	12～	4
	※ 工芸	6	6	4	4～	4	12～
	美術理論及び美術史	8～	8～	10～	14～	8～	8～

※ 教科に関する専門的事項の「工芸」は、中学校教諭一種免許状のみ。

※ 各専攻等の指定科目を履修すること。

免許状の種類		高等学校教諭一種免許状
免許教科		工芸
専攻等		工芸
教科に関する専門的事項	図法及び製図	4
	デザイン	4
	工芸制作	12～
	工芸理論 デザイン理論 及び美術史	20～

- 美術理論（一般芸術学、美学、芸術学、芸術心理学のうち1科目必修）
- 美術史（日本美術史、東洋美術史の2科目と、西洋美術史A、西洋美術史Bのうち1科目の合計3科目必修）
- 図法及び製図（図法及び製図A及びBの2科目4単位必修）
- 工芸理論（工芸史必修）
- デザイン理論（デザイン史必修）

(2) 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授業科目 免許状の種類と 免許教科		美術科 教育法 I	美術科 教育法 II	美術科 教育法 III	工芸科 教育法
		中学校教諭 一種免許状	美術	2	4
高等学校教諭 一種免許状	美術	2	4	(2)	—
	工芸	—	—	—	4

- ※ 中学校教諭一種免許状における「美術科教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は必修科目
- ※ 高等学校教諭一種免許状における「美術科教育法Ⅲ」は選択科目

3 教育の基礎的理解に関する科目

授業科目		教育原理	教職論	教育行政	教育心理学	特別支援教育	教育課程
中学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
	工芸	2	2	2	2	2	2

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動	教育方法	生徒・進路指導論	学校カウンセリング
中学校教諭一種免許状	美術	2	2	2	2	2	2
高等学校教諭一種免許状	美術	—	2	2	2	2	2
	工芸	—	2	2	2	2	2

5 教育実践に関する科目

授業科目		教育実習(長期)	教育実習(短期)	教職実践演習
中学校教諭一種免許状	美術	5	—	2
高等学校教諭一種免許状	美術	—	3	2
	工芸	—	3	2

※ 教育実習の履修要件

「教育実習」を履修するまでに、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の所要単位を修得していなければならない。

履修方法

科目コード	履修年次 授業科目	1	2	3	4	備 考
		年次	年次	年次	年次	
61021	教 育 原 理	○				
61057	教 職 論	○				
610//	特 別 支 援 教 育	○				
61022	教 育 心 理 学		○			
61023	教 育 方 法		○			
61025	教 育 行 政		○			
61026	学 校 カ ウ ン セ リ ン グ			○		
61027	教 育 課 程		○			
610//	生 徒 ・ 進 路 指 導 論		○			
61051	美 術 科 教 育 法 I		○			
61052	美 術 科 教 育 法 II			○		
61053	美 術 科 教 育 法 III				○	
61032	工 芸 科 教 育 法			○		美術科教育法 I、II を履修済みか履修中であること。
610//	総合的な学習の時間の指導法			○		
610//	道徳の理論及び指導法			○		
61035	特 別 活 動			○		
610//	教 育 実 習 (長 期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 育 実 習 (短 期)				○	教育実習の履修条件をみたしていること。
610//	教 職 実 践 演 習				○	教育実習を終えていること。

履修上の注意

1. 履修要件

- (1) 「教育方法」「教育行政」「教育課程」「美術科教育法」「総合的な学習の時間の指導法」「道徳の理論及び指導法」「特別活動」を受講するには「教育原理」「教職論」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。
- (2) 「学校カウンセリング」「生徒・進路指導論」を受講するには「教育心理学」を履修済みでなければならない。ただし、下記の事由に該当せず不可の場合は受講することができる。

記

- ① 出席日数の不足
- ② レポート等の課題の未提出
- ③ 試験の放棄

2. 介護等体験実習

中学校教諭一種免許状取得希望者は、「介護等体験実習」を7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）行わなければならない。